

- ② お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹役員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- ④ 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- ⑤ クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- ① 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收取して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット、ホームページ等で「企画者：当社」と明示します。
- ② オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット、ホームページで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- ③ 当社は、パンフレット、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- ① 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 【1】 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこともよ変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ 戦乱 ウ 暴動 エ 官公署の命令 オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- 【2】 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- 【3】 パンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- ② 本項①規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
【4】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
【7】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%

【8】パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
【9】上記【1】～【8】に掲げる変更のうち募集パンフレット、ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1) パンフレット、ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注2) 【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。
- (注3) 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- (注4) 【4】【7】【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- (注5) 【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
- (注6) 【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのもの変更に伴うものをいいます。
- (注7) 【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注8) 【7】宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

24. 通信契約による旅行条件

当社等は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- ① 本項ではいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- ② 申し込みの際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社等に通知していただきます。
- ③ 通信契約による旅行契約とは、当社等が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- ④ 当社等は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット、ホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- ⑤ 契約解除のお申し出があった場合、当社等は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- ⑥ 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社等は通信契約を解除し、当社等が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いただきました。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項①の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込の販売員にお問合せください。

26. 個人情報の取扱いについて

- ① 当社等は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は募集広告及びご案内書面に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- ② 当社等は、前号により取得した個人情報について、お客様とご間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、旅行の安全確保に必要な範囲内、並びに旅行先の土産物品店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、前号より取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、運送・宿泊機関及び保険会社、官公署、土産品店等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって利用いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。このほか、当社では、前号により取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴などの個人情報をも、【1】当社等及び当社等の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後の意見やご感想のご提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、今後本項②の【1】におけるご案内等の送付を希望されない場合は、弊社までご連絡ください。
- ③ 当社等は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- ④ 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項①により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を第三者へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- ⑤ 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業と間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、T-LIFE ホールディングス株式会社のホームページ（https://www.t-life.co.jp）をご参照ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット、ホームページ、契約書面等に明示した日となります。

28. その他

- ① お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- ② お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物の際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等にお手伝いはいたしかねます。
- ③ お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- ④ 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面（最終旅行日程表等）でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたとときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- ⑥ ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- ⑦ 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求に応じられません。また目的滞在時間の短縮による補償には応じられません。
- ⑧ 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ⑨ お客様がご旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、官公署の指示や現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従っていただきます。また、これに要する費用はお客様のご負担となります。
- ⑪ 「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」「添乗員同行の有無」「最少催行人員」「旅行業務取扱管理者の氏名」等はパンフレット、ホームページ等の募集広告及びご案内書面等でご確認ください。
- ⑫ お客様がご旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、官公署の指示や現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従っていただきます。また、これに要する費用はお客様のご負担となります。

※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

募集型企画旅行（国内）取消料

- ア. お客様は、募集型企画旅行契約において下記取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

契約解除の日	取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 21日前までの解除	無料
	2. 20日目（日帰り旅行の場合は10日目）に当たる日以降8日目に当たる日までの解除	旅行代金の 20%
	3. 7日目に当たる日から2日目に当たる日までの解除	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日に解除	旅行代金の 40%
	5. 旅行開始日当日の解除（6に掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- イ. 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券（PEX運賃等）を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの。

契約解除の日	取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 旅行契約締結後に解除する場合（2から6に掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
	2. 20日目に当たる日以降8日目に当たる日までの解除	旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	3. 7日目に当たる日から2日目に当たる日までの解除	旅行代金の 30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	5. 旅行開始当日の解除（6に掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

- ウ. 航空会社が設定する航空券(募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券(1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。))を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面において当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用(以下、総称して「航空券取消料等」といいます。))の条件(以下、「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。)及び金額を明示したもの。

契約解除の日	取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 旅行契約締結後に解除する場合（2から6に掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
	2. 20日目に当たる日以降8日目に当たる日までの解除	旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	3. 7日目に当たる日から2日目に当たる日までの解除	旅行代金の 30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	5. 旅行開始当日の解除（6に掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

- (注1) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約は、当該船舶に係わる取消料規定によります。
- (注2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (注3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (注4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收取します。
- (注5) 航空券取消料の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別や取消手数料を確認することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取消条件はそれぞれの航空会社のウェブサイトをご確認ください。不明な点は販売店へお問合せください。
- (注6) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当社旅行業約款特別補償規程第二条第三項各号に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。
- (注7) 上記(ウ)の取消料のうち「旅行契約解除時の航空券取消料等」とは、航空会社が定める個人包括旅行運賃における取消料をいいます。

旅行企画・実施

T－L I F Eホールディングス株式会社

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。
このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく営業所の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

(改訂) 20220701